

(別 添)

一般負担金年度総額

194,695,376,800 円

- ・ 一般負担金年度総額は、原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令（平成 23 年内閣府・経済産業省令第 1 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定に照らし、一定の水準を安定的に維持できる金額として、令和 3 年度において、原子力事業者の中長期的な経営状況を踏まえた見直しを行った。令和 4 年度の一般負担金年度総額は、これを維持し、令和 3 年度と同額の 194,695,376,800 円とした。
- ・ 総額の内訳は、賠償負担分（電気事業法施行規則第 45 条の 21 の 9 第 1 項の規定に基づく承認を受けた賠償負担金）の年間回収額 60,995,376,800 円と、賠償負担分を除く一般負担金年度総額（「従前分」という。）133,700,000,000 円から構成されている。
- ・ なお、従前分については、制度を開始した平成 23 年度から令和 2 年度までは、震災前の原子力事業者の収支等を踏まえた水準としていたが、制度開始後 10 年が経過したことや電力小売自由化等の事業環境の変化があったことから、令和 3 年度に震災後の原子力事業者の収支等を踏まえた水準に見直しを行っている。

(参考)

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令
(一般負担金年度総額の設定基準)

第二条 法第三十九条第二項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保を図ることができるものであること。
- 二 法第三十九条第一項の規定により算定される各原子力事業者の負担金の額が、次のイからハまでの基準を満たすこと。
 - イ 原子力事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。
 - ロ 資金調達、配当その他の原子力事業者の財務活動について、通常実施することが相当と認められるものを妨げるおそれのないものであること。
 - ハ 電気の使用者の経済活動等に著しい影響を及ぼすことが見込まれるものでないこと。
- 三 一定の水準を安定的に維持できるものであること。

○電気事業法施行規則

(賠償負担金の額の承認)

第四十五条の二十一の九 原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）を営む発電事業者（以下この条、次条及び第四十五条の二十一の十二第一項において「原子力発電事業者」という。）は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の十二第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかつたものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- ・ 各原子力事業者の負担金率・負担金額は下表のとおり。

負担金率及び負担金額

原子力事業者名	負担金率	負担金額 (総額)	負担金額 (賠償負担分)	負担金額 (従前分)
北海道電力	3.32%	6,466,146,000 円	1,250,746,000 円	5,215,400,000 円
東北電力	5.48%	10,662,687,000 円	2,097,887,000 円	8,564,800,000 円
東京電力ホールディングス	34.70%	67,550,177,600 円	22,184,277,600 円	45,365,900,000 円
中部電力	9.18%	17,880,591,000 円	5,117,691,000 円	12,762,900,000 円
北陸電力	2.92%	5,675,636,800 円	831,536,800 円	4,844,100,000 円
関西電力	20.43%	39,767,969,400 円	14,555,369,400 円	25,212,600,000 円
中国電力	2.66%	5,174,532,600 円	1,825,132,600 円	3,349,400,000 円
四国電力	3.98%	7,755,122,600 円	2,539,722,600 円	5,215,400,000 円
九州電力	10.08%	19,625,192,400 円	6,094,192,400 円	13,531,000,000 円
日本原子力発電	6.08%	11,832,121,400 円	4,498,821,400 円	7,333,300,000 円
日本原燃	1.18%	2,305,200,000 円	0 円	2,305,200,000 円

※負担金率は小数第三位を四捨五入した値を記載。

- ・ 令和 4 事業年度については、東京電力ホールディングスの経常損益及び純損益が赤字となることが見込まれることから、原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令（平成 23 年内閣府・経済産業省令第 1 号）第 8 条第 2 号の規定に照らし、特別負担金額を 0 円とした。

（参考）

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令
（特別負担金額の設定基準）

第八条 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。
- 二 収支の状況に照らして経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額を負担をするものであること。

- ・ 令和 4 事業年度の廃炉等積立金額については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）第 55 条の 4 第 2 項の規定に照らし、中長期的な支出の見通し及び令和 5 事業年度において見込まれる支出を賄うために十分な額である、270, 077, 183, 348 円とした。

（参考）

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法
（廃炉等積立金の額）

第五十五条の四 廃炉等積立金の額は、機構の事業年度ごとに廃炉等実施認定事業者が機構に積み立てるべき額として機構が運営委員会の議決を経て定める額とする。

- 2 廃炉等積立金の額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。
 - 一 廃炉等の実施に関する長期的な見通しに照らし、廃炉等を適正かつ着実に実施するために十分なものであること。
 - 二 廃炉等実施認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

（以 上）